協議項目			財産及び債務の取扱い						協議細目		総　括			
調整の方針			4町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。 天城湯ケ島町に8つある財産区有財産は、現状の財産区の財産として新市に引き継ぐものとする。											
項　　目			修善寺町		土肥町		天城湯ヶ島町		中伊豆町					
主な財産	公有財産	行政財産のうち土地･建物	土　地	建　物	土　地	建　物	土　地	建　物	土　地	建　物				
			1,058,275㎡	63,658㎡	316,791㎡	29,626㎡	306,604㎡	46,161㎡	227,984㎡	31,925㎡				
		普通財産のうち土地	15,796,228㎡		22,755,306㎡		7,539,480㎡		17,356,455㎡					
		有価証券	65千円		731千円		96,029千円		941千円					
		出資による権利等	276,354千円		72,358千円		112,120千円		87,064千円					
		自治法238条1項　4号、5号、8号の権利等	1権		2権		0権		0権					
	物品（車輌のみ）		46台		23台		60台		50台					
	債　　権		1,500千円		22,256千円		18,564千円		24,461千円					
	基　金　残　高 （H15当初予算考慮）		1,340,461千円		975,260千円		1,742,431千円		1,221,399千円					

（参考法令）

・ 市町村の配置分合をする場合において財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める。」（地方自治法第7条第4項）とされている。

・「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」（地方自治法第237条第1項）とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。（同法第238条）

・「公有財産はこれを行政財産と普通財産とに分類する。」（地方自治法第238条第2項）とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」（同条第3項）とされている。

・「「物品」とは普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。」（地方自治法第239条第1項）とされており、「「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」（同法第240条）とされている。

・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。（地方自治法第241条第1項）

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目	総　括

項　　目 （総　括）		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町		
債務	平成13年度末地方債残高	9,687,223千円	6,103,069千円	7,824,231千円	6,360,750千円		
	債務負担行為に基づく平成１４年度以降の支出予定額	134,179千円	162,910千円	79,465千円	956,494千円		

（参考法令）

・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。（地方自治法第２３０条）

・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。（地方自治法第２１４条）